

議員提出議案第9号

渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者

渋谷区議会議員	牛尾 真己
同	五十嵐 千代子
同	田中 正也

渋谷区議会議長 一 柳 直 宏 殿

渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例

渋谷区特別区税条例（昭和39年渋谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。
第36条第1項第3号を次のように改める。

(3) 当該年において所得が皆無となったため又は所得が著しく減少したため若しくは前
年中の所得が規則で定める金額以下となったため、生活が困難となった者

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

(説明)

区民生活の実態からみて減免制度の拡充を図り区民生活を支援するため、条例の一部を
改正する必要があるため、この案を提出する。